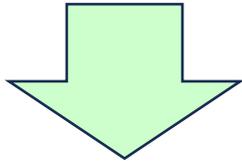


## 会員個人へのメールアドレス紐づけ手続き連絡のお願い

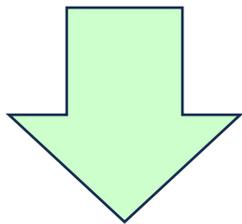
(登録会員規程などへの遵守・個人情報の第三者提供(大会の結果の公開など)への同意の取得)

各陸協などでwebで大会の結果を公開(=不特定多数への第三者提供)  
陸連で記録情報サービス開始する



課題

現状(要項への記載だけ)では、個人情報保護法に適切に対応できていない。  
個人情報の第三者提供に対する同意が適切に取得できていない。



要項の記載が不十分

→要項に書き切れる内容ではない

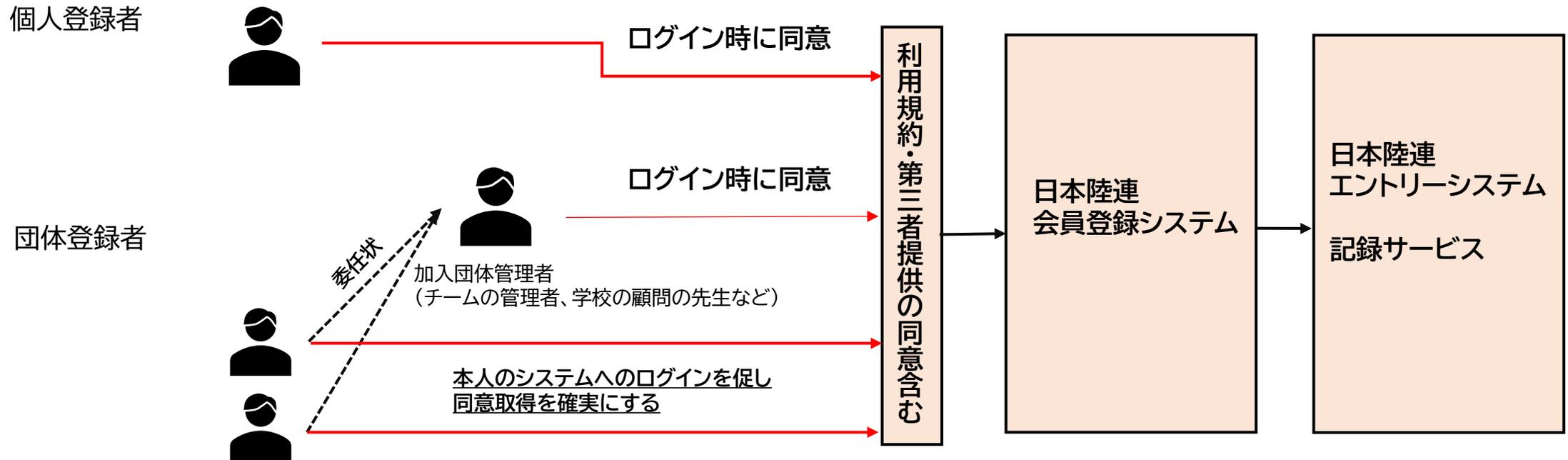
要項に記載するだけでは不十分 →個人が確実に同意したことを確認できない

会員登録時に適切な内容で同意を取得する

\* 登録会員規程などへの遵守も同時に取得

**方法: 会員本人がシステムにログインする際に、同意を取得します。  
(画面に表示され、チェックボックスで同意する)**

\*本人がご高齢で手続きができないなどの場合のみ②の委任状を取得し管理者が保管してください  
(提出は不要ですが問い合わせがあった場合に確認できるように保管をお願いします)



① → システムでログイン時に同意を取得

② → 委任状を団体管理者に提出。委任状は団体管理者が保管

## 同意事項

貴連盟が定める登録会員規程を遵守することを約束すると共に、下記のとおり、登録内容並びに競技会への参加及び結果に関する情報（競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を含む、以下「登録情報等」という）が第三者に提供されることに同意します。

## 記

- 1 会員登録システムの閲覧権限を有する者（都道府県陸上競技協会及びその支部、日本学生陸上競技連合、地区学生陸上競技連盟、全国高等学校体育連盟陸上競技部、都道府県高等学校体育連盟陸上競技部及びその支部、全国高等学校体育連盟定通制部、都道府県高等学校体育連盟定通制部、日本中学校体育連盟陸上競技部、都道府県中学校体育連盟陸上競技部及び自己が所属する加入団体）に対する登録内容の提供
- 2 国内、EU域内または英国所在の第三者が競技会を開催する場合における競技会の主催者への登録情報等の提供
- 3 競技会を主催し、もしくは主管となり、または第三者が競技会を開催する場合における、貴連盟または主催者による登録情報等の公表、関係者に対する提供
- 4 貴連盟が学術研究機関等に競技結果及び競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を提供した場合における当該学術研究機関等による当該情報の公表
- 5 登録会員処分規程に基づく登録情報等の公表

登録時の個人情報  
大会の結果  
科学委員会が研究する内容

システムの管理者権限を持つ人  
加入団体の管理者  
が見られるという内容

大会の主催者は情報を使用する  
結果はwebなどで公表するという内容

いくつかの大会で分析結果が  
学術的に使用される可能性があるという内容

## 同意事項の内容

- 6 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度に基づく処分手続のために行う同協会に対する登録情報等の提供
- 7 日本アンチ・ドーピング機構によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供
- 8 日本スポーツ振興センターが運営するナショナルトレーニングセンターの利用または助成金交付の審査及び交付の実施に伴う同センターに対する対象者の登録情報等の提供
- 9 スポーツ庁の所掌事務の範囲内における同庁に対する登録情報等の提供
- 10 ワールド・アスレティクス（以下「WA」という、モナコ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びWAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注1のとおり）に対する登録情報等の提供、及びWAによる登録情報等の公表
- 11 アスリートインテグリティユニット（以下「AIU」という、モナコ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びAIUが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注2のとおり）に対する登録情報等の提供
- 12 世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という、カナダ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びWADAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注3のとおり）によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供

JSPO、JADA、JSC、スポーツ庁に必要な場合に情報を提供する場合があるという内容

WRKはWAにリザルトを送信しているという内容  
AIU、WADAに関しても記載

# 同意事項の内容

注1：WA（所在国モナコ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
モナコにおけるデータ保護はデータ保護機関（CCINN）がデータ保護法および規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。  
2024年12月31日現在でGDPRの十分性認定は受けていない。  
2024年12月3日付けデータ保護法第1.565号にてGDPRの十分性認定に対応するために、データ保護法が更新された。  
1981年1月28日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第108号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも2009年4月1日から有効となっている。
- WAが講ずる個人情報保護のための措置:  
<https://worldathletics.org/privacy-policy>

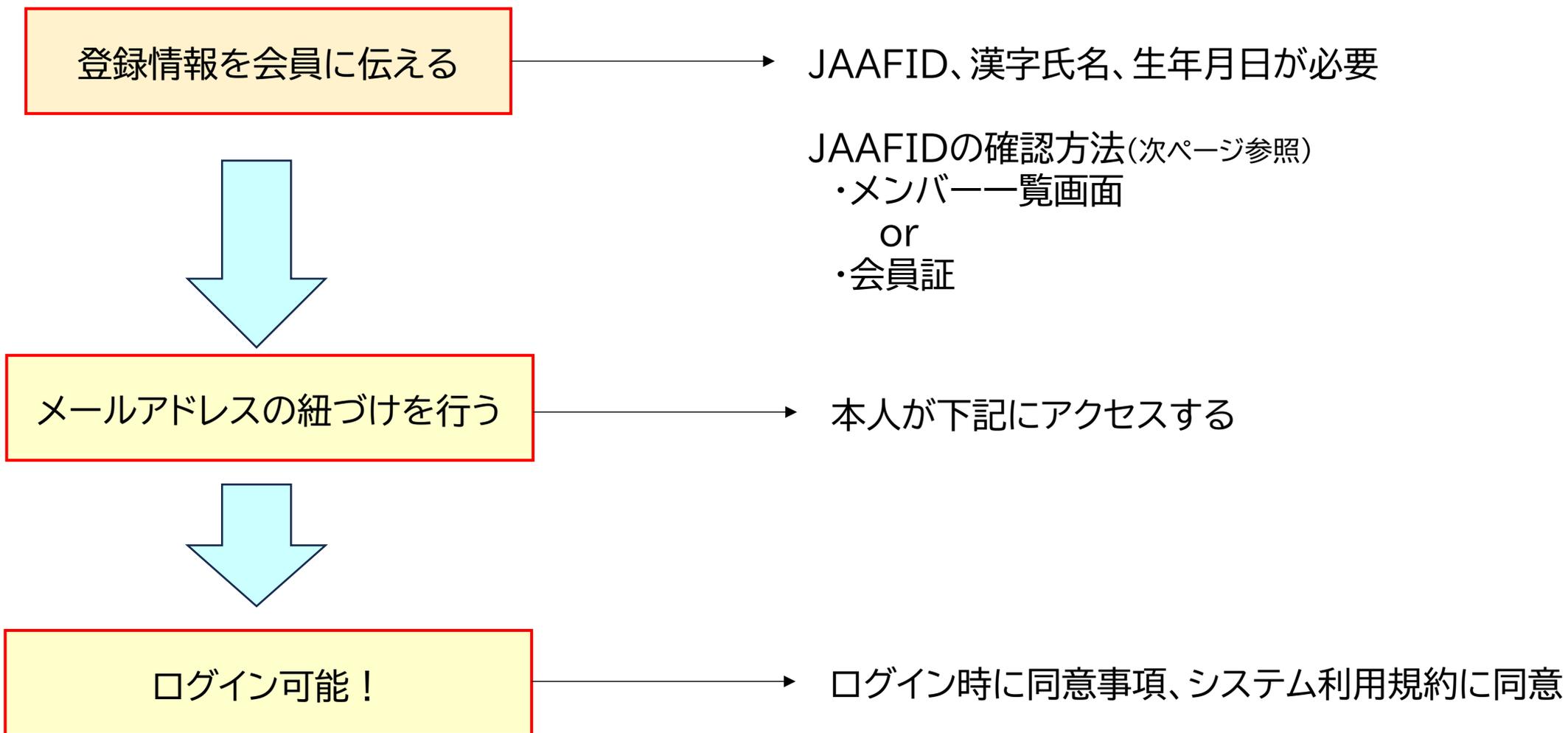
注3：WADA（所在地カナダ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
GDPRの十分性認定を受けている。  
詳細は個人情報保護委員会のサイトをご参照ください  
[https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore\\_report\\_canada](https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_canada)
- WADAが講ずる個人情報保護のための措置：  
<https://www.wada-ama.org/en/privacy-policy>

注2：AIU（所在国モナコ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
モナコにおける個人情報の保護に関する法律としてデータ保護法があり、データ保護機関（CCINN）が規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。  
2024年12月31日現在でGDPRの十分性認定は受けていない。  
2024年12月3日付けデータ保護法第1.565号にてGDPRの十分性認定に対応するために、データ保護法が改正された。  
1981年1月28日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第108号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも2009年4月1日から有効となっている。
- AIUが講ずる個人情報保護のための措置:  
<https://www.athleticsintegrity.org/privacy-policy>

## WA、AIU、WADAの所在国およびそれぞれの機関の個人情報保護の措置内容



# JAAFIDの確認方法:一覧画面(登録完了前でも後でも可))

## 団体登録

### 陸連クラブ

あなたは加入団体管理者です

? 操作方法について

① 団体情報

② 会員管理

③ 申請状況・決済

参加リクエスト承認

全1件/1~1件目

申請者リスト追加

管理者権限付与

管理者権限取消

会員証印刷

申請 <input type="checkbox"/>	JAAF ID	氏名	性別	生年月日	学年	登録番号	属性	登録状況		管理者権限 <input type="checkbox"/>	会員証 <input checked="" type="checkbox"/>
								加入団体	他加入団体・個人		
<input type="checkbox"/>	00136771126		男性			111123	競技者	一般:登録済		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

# JAAFIDの確認:会員証の出力(登録完了後)

## 団体登録

### 陸連クラブ

あなたは加入団体管理者です

[?操作方法について](#)

①団体情報

②会員管理

③申請状況・決済

参加リクエスト承認

全1件/1~1件目

申請者リスト追加

管理者権限付与

管理者権限取消

会員証印刷

申請 <input type="checkbox"/>	JAAF ID	氏名	性別	生年月日	学年	登録番号	属性	登録状況		管理者権限	会員証 <input checked="" type="checkbox"/>
								加入団体	他加入団体・個人		
<input type="checkbox"/>	00136771126 管理者		男性			111123	競技者	一般:登録済		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

JAAF-START  
2024年度 登録証

JAAF ID : 00200021945  
氏名 : 陸連 高校生  
生年月日 : 2008/09/20 性別 : 男性  
所属団体 : テスト団体  
登録番号 : 高校2  
団体ID : testclub2  
有効期限 : 2024/04/01~2025/03/31  
所属完了日 : 2024/11/20  
登録証発行 : 2025/02/23(00003196120)  
<https://www.jaaf.or.jp/>



# メールアドレスの紐づけ方法

https://start.iaaf.or.jp/#/member/constituent/auth



## 確認メールの送信

事前に登録されている会員情報を入力してください。

- その会員情報に、以下メールアドレスを登録します。

入力されたメールアドレスに確認メールをお送りします。

- 迷惑メール対策によりドメイン指定をされている方は@mail.sportscm.devを受信ドメインに追加してください。
- メールアドレスはログインIDとして利用いたします。

## 入力方法について

- [マニュアル](#)を参照してください。

氏名 **必須**

姓  名

アクセスコード **必須** ?

JAAF ID **必須** ?

生年月日 **必須**

1990 年 -- 月 -- 日

登録するメールアドレス **必須**

もう一度入力ください **必須**

アクセスコードは「start」

## 会員登録画面

### 新規ID取得

本サービスを始めて利用する方は、こちらから会員登録をしてください。

新規ID取得

### メールアドレスの紐づけはこちら

加入団体管理者の方に、既に事前登録されている会員様は、こちらからお進みください。メールアドレス、PWの設定をしていただくことで、色々なサービスをご利用することが可能になります。

設定する

2. ②委任状で同意取得する場合(①ができない場合)

公益財団法人日本陸上競技連盟 宛

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、日本陸上競技連盟の会員登録の手続を行う権限（会員登録に伴い、日本陸上競技連盟の定める諸規程の遵守の約束及び個人情報の第三者に対する提供への同意をする権限を含みます）を授与します。

代理人

氏名：

202 年 月 日

委任者氏名：

委任者 15 才以下の場合保護者氏名：

以上

委任状を本人もしくは保護者から取得し  
加入団体管理者が保管してください

## 同意事項

貴連盟が定める登録会員規程を遵守することを約束すると共に、下記のとおり、登録内容並びに競技会への参加及び結果に関する情報（競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を含む、以下「登録情報等」という）が第三者に提供されることに同意します。

### 記

- 1 会員登録システムの閲覧権限を有する者（都道府県陸上競技協会及びその支部、日本学生陸上競技連合、地区学生陸上競技連盟、全国高等学校体育連盟陸上競技部、都道府県高等学校体育連盟陸上競技部及びその支部、全国高等学校体育連盟定通制部、都道府県高等学校体育連盟定通制部、日本中学校体育連盟陸上競技部、都道府県中学校体育連盟陸上競技部及び自己が所属する加入団体）に対する登録内容の提供
- 2 国内、EU域内または英国所在の第三者が競技会を開催する場合における競技会の主催者への登録情報等の提供
- 3 競技会を主催し、もしくは主管となり、または第三者が競技会を開催する場合における、貴連盟または主催者による登録情報等の公表、関係者に対する提供
- 4 貴連盟が学術研究機関等に競技結果及び競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を提供した場合における当該学術研究機関等による当該情報の公表
- 5 登録会員処分規程に基づく登録情報等の公表
- 6 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度に基づく処分手続のために行う同協会に対する登録情報等の提供
- 7 日本アンチ・ドーピング機構によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供
- 8 日本スポーツ振興センターが運営するナショナルトレーニングセンターの利用または助成金交付の審査及び交付の実施に伴う同センターに対する対象者の登録情報等の提供
- 9 スポーツ庁の所掌事務の範囲内における同庁に対する登録情報等の提供
- 10 ワールド・アスレティクス（以下「WA」という、モナコ所在、同国における個人情報保護に関する制度及びWAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注1のとおり）に対する登録情報等の提供、及びWAによる登録情報等の公表
- 11 アスリートインテグリティユニット（以下「AIU」という、モナコ所在、同国における個人情報保護に関する制度及びAIUが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注2のとおり）に対する登録情報等の提供
- 12 世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という、カナダ所在、同国における個人情報保護に関する制度及びWADAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注3のとおり）によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供

注 1：WA（所在国モナコ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
モナコにおけるデータ保護はデータ保護機関（CCINN）がデータ保護法および規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。  
2024 年 12 月 31 日現在で GDPR の十分性認定は受けていない。  
2024 年 12 月 3 日付けデータ保護法第 1.565 号にて GDPR の十分性認定に対応するために、データ保護法が更新された。  
1981 年 1 月 28 日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第 108 号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも 2009 年 4 月 1 日から有効となっている。
- WA が講ずる個人情報保護のための措置:  
<https://worldathletics.org/privacy-policy>

注 2：AIU（所在国モナコ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
モナコにおける個人情報の保護に関する法律としてデータ保護法があり、データ保護機関（CCINN）が規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。  
2024 年 12 月 31 日現在で GDPR の十分性認定は受けていない。  
2024 年 12 月 3 日付けデータ保護法第 1.565 号にて GDPR の十分性認定に対応するために、データ保護法が改正された。  
1981 年 1 月 28 日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第 108 号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも 2009 年 4 月 1 日から有効となっている。
- AIU が講ずる個人情報保護のための措置:  
<https://www.athleticsintegrity.org/privacy-policy>

注 3：WADA（所在地カナダ）

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
GDPR の十分性認定を受けている。  
詳細は個人情報保護委員会のサイトをご参照ください  
[https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore\\_report\\_canada](https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_canada)
- WADA が講ずる個人情報保護のための措置：  
<https://www.wada-ama.org/en/privacy-policy>

公益財団法人日本陸上競技連盟 宛

## 委任状

私は、下記の者を代理人と定め、日本陸上競技連盟の会員登録の手続を行う権限（会員登録に伴い、日本陸上競技連盟の定める諸規程の遵守の約束及び個人情報の第三者に対する提供への同意をする権限を含みます）を授与します。

代理人

氏名：

202 年 月 日

委任者氏名：

委任者 15 才以下の場合保護者氏名：

以上